

令和4年7月22日 第5回足寄町農業委員会総会を足寄町役場2階議場にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後1時40分

1 出席委員

1番 餌取靖徳	2番 吉川友二	4番 上妻良一
5番 菊地隆志	6番 宮口孝治	8番 遠藤 勇
10番 石黒 彰	12番 吉村 進	

2 欠席委員

3番 遠國和宏	7番 松田博幸	9番 人見華代
11番 岡元義春		

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸
総務担当主査 留田篤史
総務担当主査 餌取秀和

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名委員の指名について
日程第 3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について
日程第 4 決議案1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせに関する決議について

第5回農業委員会総会

令和4年7月22日

開会 午後1時30分

(開会)

○議長 ただいまから、令和4年度第5回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、3番遠國和宏委員、7番松田博幸委員、9番人見華代委員、11番岡元義春委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 次に、本日の議事録署名委員の指名について、足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、10番石黒彰委員、1番餌取靖徳委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求

められた令和4年度第4号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番から3番については、公益財団法人北海道農業公社の農地中間管理事業を活用する案件で、関連性があるため、一括で、説明します。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別200番1ほか18筆、計19筆です。

地目につきましては、公簿は山林、畑、牧場、鉄道用地、現況は畑です。

面積につきましては、110,867㎡の内、93,262㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑等を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間512,000円、10アール当たり5,500円、公益財団法人北海道農業公社の管理料が5,120円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

次に、2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別201番5ほか7筆、計8筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、畑、現況は畑です。

面積につきましては、79,980㎡の内、77,843㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設

定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間428,000円、10アール当たり5,500円、公益財団法人北海道農業公社の管理料が4,280円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

次に、3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別200番1ほか26筆、計27筆です。

地目につきましては、公簿は山林、畑、牧場、鉄道用地、現況は畑です。

面積につきましては、190,847㎡の内、171,105㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間940,000円、10アール当たり5,500円、公益財団法人北海道農業公社の管理料が9,400円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、農地所有者の離農に伴い、農地の出し手と受け手の方が、公益財団法人北海道農業公社の農地中間管理事業を活用したいとの申し出を受け、地域担当農業委員である菊地委員と協議し、両者で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

別紙議案調査書のとおり、借受人は畑作経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 1番から3番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(決議案第1号)

○議長 「決議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせに関する決議について」議題といたします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、決議案第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせに関する決議について、ご説明申し上げます。

令和元年10月以降に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、令和元年11月28日に全国農業会議所が開催した、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。

本議案につきましては、この申し合わせ決議の趣旨に則り、農業委員会総会において「農業委員会の法令遵守の申し合わせに関する決議」を議決するよう依頼されたものです。

決議案については、議案書のとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上です。

○議長 決議案第1号につきましては、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決議します。

(閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は、全部、終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。
令和4年度第5回足寄町農業委員会総会
を閉会します。

午後 1時 40分 閉会

議 長 吉村 進

農業委員 石黒 彰

農業委員 飯取 靖徳
